

様式第2号（第6条関係）

熊本市河川ふれあい美化ボランティア協定書

（以下「甲」という。）と熊本市（以下「乙」という。）とは、「熊本市河川ふれあい美化ボランティア制度要綱」第6条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、河川的环境保全と市民の行政参加の一環として、地域住民、企業等が主体となって行う環境美化活動を支援することにより、地域住民の共有の財産である河川への愛着を深め、美しく安全で住み良いまちづくりを推進し、併せて市民の美化に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

（美化活動の区域）

第2条 この協定の美化活動の区域は、次のとおりとする。

- (1) 河川名 \_\_\_\_\_  
(2) 対象区域 略図又は住宅地図等添付

（美化活動の内容）

第3条 甲が実施する美化活動は、次のとおりとする。

（事業実施期間）	年	月	日	～	年	月	日
（実施回数）	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日	<input type="checkbox"/> 1週間に	回	<input type="checkbox"/> 1ヶ月に	回	<input type="checkbox"/> 1年間に	回
（内 容）							

（支援内容）

第4条 乙は、甲が希望する場合には、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 美化活動に必要な清掃用具、保安用具等の支給又は貸与  
(2) 美化活動で発生したゴミの回収・処理  
(3) その他美化活動に必要な事項

（安全の確保）

第5条 甲は、乙の安全指導に従い、事故等が発生しないよう責任を持って安全対策を行うものとする。

(報告)

第6条 甲は、乙が別に定める方法により、美化活動等の実施状況を報告するものとする。

(変更・中止)

第7条 甲は、この協定を変更・中止しようとするときは、事前に乙に届けるものとする。

(協定の解除)

第8条 甲が協定内容に違反していると認められるとき、又は美化活動を行うものとしてふさわしくないと認められるときは、乙は協定を解除できるものとする。

2 協定が終了したとき、又は協定が解除されたときは、乙は第4条に基づき支給又は貸与した清掃用具及び保安用具等の返還を甲に求めるものとする。

(第三者との紛議)

第9条 美化活動により発生した事故及び第三者との紛議については、乙はその責任を負わないものとする。

(事故の場合の対処)

第10条 熊本市ボランティア保険活動の対象となる美化団体であって、その保険を適用しようとするものは、事故が発生した場合、「熊本市ボランティア活動保険実施要綱」に定める事故報告に係る書類を提出するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市

代表者 熊本市長

印